

中小企業診断士の診断書等について

次の審査基準に該当する場合には、経理的基礎を確認するため「中小企業診断士の診断書等」を提出してください。

経理的基礎の考え方については、環境省通知「産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業並びに産業廃棄物処理施設の許可事務等の取扱いについて（通知）4 経理的基礎」及び「行政処分の指針について（通知）2 要件(2)②」を参照してください。

法人：直前期の 貸借対照表 個人：資産に関する調書	直近3期の経 常収益の状況 (法人のみ)	必要な追加書類 A：経営改善計画書（借入金返済 計画書） B：中小企業診断士の診断書等				
		収集運搬業		処分業		
		個人		法人	個人	法人
		積保なし	積保あり			
純資産プラス	1期以上黒字	—	—	—	—	—
純資産プラス	3期連続赤字	—	—	A	—	A
債務超過	1期以上黒字	A	A+B	B	A+B	B
債務超過	3期連続赤字	A	A+B	A+B	A+B	A+B

1 診断者

中小企業診断士とします。経営コンサルタントを業務とする唯一の国家資格であり、専門的知識と経験により、責任を持って今後の経営改善に係る評価ができると考えられるためです。

2 診断項目及び提出する書類

診断書に記載いただく項目は、基本的には中小企業診断士の判断ですが、以下を参考にしてください。

- ・財務状況の分析
- ・事業継続及び債務超過解消、経営安定に必要な項目
- ・その他債務超過であっても事業を安定して継続することができることが証明できる書類（例：金融機関発行の融資証明やリスケジュール（債務返済の繰延・再編成）証明、債権放棄通知など）を想定しております。

この証明書類が診断書等の「等」に当たります。

3 新規法人の取扱いについて

法人としての業績が3期に満たないものについては、直近が債務超過であっても提出を求めないこととします。実績がない場合に診断は難しく、またその有効性が薄いと考えられるためです。

4 その他の留意事項

- (1) 診断者の中小企業診断士登録証の写しを添付してください。県内の中小企業診断士名簿については、一般社団法人静岡県中小企業診断士協会のホームページを御覧ください。
- (2) 上記表のA+Bの場合で、診断書の内容に「経営改善計画書」が含まれている場合は、Bのみの提出で構いません（申請者が経営改善計画書を作成する必要はありません）。